

## 「(仮称) 仙台市暴力団排除条例」に盛り込むべき事項について

### (1) 前文

犯罪を防ぎ、誰もが安全に安心して暮らせるまちの実現は、全ての市民の願いであり、市民生活に著しい不安と脅威を与える暴力団の存在は、決して許されるものではありません。

私たちのまちには、地域住民が主体となって暴力団追放に立ち上がり、暴力団事務所の撤去を実現するなど、市民の勇気ある行動で暴力団を排除してきたという歩みがあります。

また、東日本大震災では、地域団体を中心とした防犯組織が犯罪の抑止に大きな効果をもたらすなど、これまで培った市民力の重要性が認識されたところです。

一方、近年、暴力団の活動実態が多様化・不透明化していることに加え、震災後の復旧・復興事業に巧妙に入り込むことも懸念されることから、市、市民及び事業者が相互に連携・協力しながら、地域社会が一体となって暴力団排除をより一層推進していく必要があります。

よってここに、市民と地域の力を結集し、私たちのまち仙台から暴力団を排除することを強く決意するとともに、暴力団のない安全で平穏な市民生活を実現するため、この条例を制定するものです。

### (2) 目的

この条例は、暴力団排除について、基本理念を定め、仙台市、市民及び事業者の責務や、暴力団排除に関する施策の基本となる事項を定めることにより、「市民の安全で平穏な生活を確保するとともに、仙台市における社会経済活動の健全な発展に寄与する」ことを目的とします。

### (3) 基本理念

暴力団排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることを認識した上で、「暴力団を恐れないこと」、「暴力団に対して資金を提供しないこと」、「暴力団を利用しないこと」を基本として推進します。

また、暴力団排除は、宮城県、仙台市、市民及び事業者の相互の連携及び協力の下に推進されなければならないこととします。

### (4) 仙台市、市民、事業者の責務

#### ア 仙台市

基本理念にのっとり、県暴力追放運動推進センター(※1)等関係団体と連携を図り、暴力団排除に関する施策を総合的に推進するものとします。

#### イ 市民

- ① 基本理念にのっとり、暴力団員等による不当な行為があったときは、市又は県暴力追放運動推進センター等に相談するなど、暴力団排除に努めるものとします。
- ② 暴力団排除活動に自主的、相互に連携協力を図りながら取り組み、市が実施する

暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。

- ③ 暴力団排除に資すると認められる情報を得たときは、市に対し、当該情報を提供  
するよう努めるものとします。

#### ウ 事業者

- ① 基本理念にのっとり、その行う事業に関し、暴力団員等による不当な行為があつたときは、市又は県暴力追放運動推進センター等に相談するなど、暴力団排除に努めるものとします。
- ② その行う事業に関し、暴力団を利することとならないよう努めるとともに、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めるものとします。
- ③ 暴力団排除に資すると認められる情報を得たときは、市に対し、当該情報を提供  
するよう努めるものとします。

(※1) 宮城県では、「公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター」が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条の3第1項の規定により公安委員会から指定を受けた暴力追放運動推進センターとして、「暴力団のいない安全で住みよい宮城県の実現」をめざし、宮城県・仙台弁護士会・警察等と緊密な連携のもと、積極かつ継続的な暴力団排除活動を展開しています。

### (5) 仙台市が暴力団排除を推進するための取り組み

#### ア 公共工事等における措置

- ① 公共工事等（※2）により暴力団を利することとならないよう、暴力団員等を市が実施する入札に参加させないことなど、公共工事等からの暴力団排除のために必要な措置を講ずるものとします。
- ② 公共工事等に係る契約において、当該契約の相手方が暴力団員等を下請契約の相手方としないことなど、暴力団排除のために必要な措置を講ずる旨を定めるものとします。
- ③ 公共工事等に係る契約において、当該契約の相手方が当該契約に係る業務の遂行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、市に報告するとともに、宮城県警察に通報することなど、暴力団排除のために必要な協力を行う旨を定めるものとします。

(※2) 公共工事等とは、仙台市における工事その他の請負契約及び物品の売買若しくは賃貸借に関する入札及び契約、その他の市の事務又は事業をいいます。

#### イ 公の施設の使用等の制限

平成22年に制定した「仙台市暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例」の規定を盛り込み、同条例を廃止します。

- ① 公の施設の使用等の許可権者（使用等許可権者）は、公の施設の使用等の許可の申請があつた場合において、当該公の施設の使用等が暴力団の利益となると認めるときは、当該使用等の許可をしてはならないものとします。
- ② 使用等許可権者は、公の施設の使用等の許可をした場合において、当該許可に係

る使用等が暴力団の利益となると認めるときは、当該許可を取り消すか、当該使用等を停止しなければならないものとします。

- ③ 市長は、公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該公の施設の使用等が暴力団の利益となるかどうかについて、宮城県警察本部長の意見を聴くことができるものとします。
- ④ 公の施設の指定管理者は、その管理する公の施設の使用等の許可の申請があった場合において、必要があると認めるときは、市長に対し、当該公の施設の使用等が暴力団の利益となるかどうかについて、宮城県警察本部長の意見を聴くよう求めることができるものとします。
- ⑤ 市長は、④による求めがあったときは、当該公の施設の使用等が暴力団の利益となるかどうかについて、宮城県警察本部長の意見を聴くものとします。
- ⑥ 市長は、①及び④により宮城県警察本部長から聴取した意見の内容を当該公の施設の指定管理者に通知するものとします。

#### ウ 暴力団排除活動に対する支援

- ① 市は、市民及び事業者が暴力団排除活動に自主的に、相互に連携協力を図りながら取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供、助言、指導など必要な支援を行うものとします。

具体的には、暴力団排除に関する相談があった場合、内容に応じて、県警や県暴力追放運動推進センターの相談窓口や、県暴力追放運動推進センターが実施する不当要求防止責任者講習を紹介するなどの支援を行います。

- ② 市は、暴力団排除活動の実施に取り組んだことにより、暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められるものに対し、宮城県警察と連携し、その安全の確保に配慮することとします。

具体的には、対象者の安全を確保するため、宮城県警察に対する保護の要請や、助言など必要な支援を行います。

#### エ 啓発活動

市民及び事業者が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の活動実態等に関する広報活動、暴力団排除の気運を醸成するための集会の開催など、啓発活動を行うものとします。

### (6) 協力・連携体制

#### ア 宮城県への協力

市は、県が実施する暴力団排除に関する施策に協力するものとします。

また、暴力団排除に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するものとします。

#### イ 国及び他の地方公共団体との連携

市は、暴力団排除に関する施策の推進に当たっては、国及び他の地方公共団体との連携を図るものとします。